

をば一ゑだ二枝と云也、舊記に見えたり、
一銚子の柄にある星をば、きくがねと云也、星の上に菊の花の紋あるゆへ也、又かつらの星とも云也、かつらとは星の前後にかねの輪を入る也、其輪をかつらと云、桶の輪をかつらと云、桶云に同じ心也、其かつらのみにはある星なる故、かつらの星と云也、又つまかくしの星とも云、是は銚子をとる時、手の大ゆびの爪さき、その星のかけに隠る、故の名也、つまかくしと云詞は、妻をかくすと云に似たるゆへ、婚禮などの時は忌む詞也、

〔玉函叢説三〕銚子に本草つくる事

いつのほどよりか、世の中のならばしに、銚子に本草などを付る事あり、三月の節句には桃の枝、五月のは菖蒲、九月のは菊の枝など也、年のはじめのいはひには、松竹藪柑子、玄だゆづり葉、又は松と藪かうじとのみつくるも、又はやぶ柑子をさりと橘などつくるもあるにや、おほかた年のはじめのいはひのは、人々の家によりてかはれるも有れば、なほぞあるべき、さて三月の節句の桃の枝を付るは、月令廣義に、法天生意を引ていはく、三日桃花を取て酒にひたしてこれをのめば、病をのぞき、顔色をうるほすと見え侍るにや、また五月の節句のは、歳時雜記に、午日菖蒲をとりにて纓のごとくし、或は細末にして酒にうかべて、これをのめば、陽氣をたすけ、年をのぶと侍り、九月の節句の菊は、西京雜記に、漢のはじめよりありつるよしを去るせりとか、されば此國にも是等の事によりて、其花根などを酒にもひたし、盃にもいれてのむめれば、其折々の草木を銚子にもつけ、萬の物にも飾りもて興するなるべし、かく是等は本文などもなきなれば成べし、
〔古事談二節〕八幡別當清成者、常宇治殿へマキリケリ、或日參タリケルニ、御料ノ御オロシヲ被出タリケルヲ、藏人所ノ臺盤ノ上ニ置タリケルヲ、清成手ヅカミニツカミ喰テ、酒ノ銚子ニ入タリ